

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○土地改良法第九条第三項、第九十八条第七項及び第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規則

五〇

告 示

○保安林の指定をする件

○保安林の指定施業要件を変更する旨通知があった件

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件

公 告

○農業振興地域として指定する件の一部を改正する件

○肥料を登録した件

○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件

五〇

規 則

土地改良法第九条第三項、第九十八条第七項及び第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規則をここに公布する。

平成二十八年十月四日

福島県規則第六十六号

土地改良法第九条第三項、第九十八条第七項及び第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規則

福島県知事 内 堀 雅 雄

（福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え）

第一条 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）に規定する異議の申出（法第九十八条第三項の規定による異議の申出を除く。）又は審査の申立てについての法第九条第三項、第九十八条第七項及び第九十九条第九項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定による交付については、次の表の上欄に掲げる福島県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十八年福島県条例第二十号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第三十八条第一項（法第九条第三項において読み替えて適用する場合を含む。第三条、第五条及び第六条第一項において同じ。）	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第九条第三項、第九十八条第七項及び第九十九条第九項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項
第二条	法	法及び行政不服審査法
第三条	第三十八条第一項	第九条第三項、第九十八条第七項及び第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項
第四条	前条	第十条第一項において準用する前条
第五条	第三十八条第一項	第九条第三項、第九十八条第七項及び第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項
	審査請求	異議の申出又は審査の申立て
	審査庁	知事
第六条第一項	第三十八条第一項	第九条第三項、第九十八条第七項及び第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三

第十八条第一項	<p>（福島県行政不服審査法施行細則の規定の準用） 第二条 福島県行政不服審査法施行細則（平成二十八年福島県規則第四十九号。以下「規則」という。）第一条から第四条までの規定は、法に規定する異議の申出（法第九十条第三項、第九十八条第七項及び第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による閲覧又は交付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第一条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第三十八条第一項に規定する審査庁（法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下同じ。）が定める方法</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第九条第三項、第九十八条第七項及び第九十九条第九項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定により知事が定める電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録された事項の表示の方法</p>	<p>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種別</p> <p>電磁的記録の種別</p>	<p>第二条第一項</p> <p>第三十八条第一項</p> <p>第九条第三項、第九十八条第七項及び第九十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項</p>
---------	--	---	---	---

<p>第二条第二項</p> <p>第三条第一号</p> <p>第三条第二号</p> <p>第六条第一項</p> <p>第三十八条第一項</p>	<p>第十条第一項において準用する手数料条例第三条第一号</p> <p>第十条第一項において準用する手数料条例第三条第二号</p> <p>第十条第一項において準用する手数料条例第六条第一項</p>	<p>第十条第一項において準用する手数料条例第一条</p> <p>土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第三条の二、第七十二条の五及び第七</p>	<p>前項</p> <p>法第十一条第二項</p>	<p>第三条第二項各号列記以外の部分</p>	<p>第四条</p> <p>第一条</p> <p>行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第二項</p>
---	--	---	---------------------------	------------------------	---

に規定する審査庁が定める方法	の規定により知事が定める送付に要する費用の納付の方法
	十二条の六において準用する行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)第十四条第二項

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(農村計画課)

告 示

福島県告示第六百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年十月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 保安林の所在場所
南会津郡只見町大字塩ノ岐字西山二六〇三の一(次の図に示す部分に限る。)、一四九五の一、一四九五の二
- 二 指定の目的
雪崩の危険の防止
- 三 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。
(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十八年十月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市遠野町深山田字鷹ノ巣一三六、一三七、一七二の二、一七二の四、一七二

- の五、遠野町根岸字中妻二〇二の二、二〇三の二、二〇四、二〇五、字横道一三三、一二四の一から一二四の四まで、一二四の六から一二四の八まで、一五八、一五九、一六四から一六九まで、一七〇の二、一七一、一七三、一七九の二、一九四の二、一九六の一から一九六の三まで、一九六の五から一九六の二四まで、字川畑一七四、一七五の一、一七五の二、一七七の二、一七九の二、一七九の三、一七九の五、一七九の六、一七九の二七から一七九の三〇まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 次の森林については、主伐は択伐による。
遠野町深山田字鷹ノ巣一三六、一三七、一七二の二、一七二の四、一七二の五、遠野町根岸字中妻二〇二の二、二〇三の二、二〇四、二〇五、字横道一三三、一二四の一から一二四の四まで、一二四の六から一二四の八まで、一五九、一六四から一六九まで、一七〇の二、一七一、一七三、一七九の一から一九六の三まで、一九六の五から一九六の二四まで
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。
(森林保全課)

福島県告示第六百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十八年十月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
五十嵐方隆 五十嵐重一 五十嵐良二 五十嵐半次 春日忠兵衛 五十嵐春男 五十嵐さとみ 芳賀岩佐 星豊作
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十八年農林水産省告示第千六百七十三号）によること。

（森林保全課）

公 告

公告第二百五十二号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、農業振興地域として指定する件（昭和四十五年公告第六十六号）の一部を次のように改正する。この改正に係る関係図面は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

表白河市の項地域の欄の九を次のように改める。

九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する用途地域として、平成二十八年白河市告示第百五十七号により変更された後の用途地域の区域

（農業担い手課）

公告第二百五十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

平成二十八年十月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
850	加工家 きんふ ん肥料	あぶく ま100 %有機	2.8	3.5	2.4	株式会社伊奈 養鶏場	埼玉県 越谷市 相模町 5丁目 364番 地2	平成34 年9月 19日	

期限事項は、公定規格のとおり。

（農業総合センター）

公告第二百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十八年十月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称
猪苗代町土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 神田 功 耶麻郡猪苗代町字横マクリ五七〇番地一

同 佐藤 浩 同 郡同 町大字中小松字村東二八番地

（農村計画課）